

佐賀県神社庁報

第310号

★発行所 佐賀県神社庁
 庁長 徳久 俊彦
 佐賀市川原町八番二七号
 ★メールアドレス
 hizen.sagaken-j-chou
 @shore.ocn.ne.jp

第六十三回 佐賀県神社関係者大会

去る六月二十七日(木) 神埼市千代田文化会館「はんぎーホール」に於いて、第六十三回佐賀県神社関係者大会が開催され、県内各支部より神職・総代など神社関係者約二五〇名が参加した。

当日は、大会に先立ち午前九時より神社庁・県総代会の両役員は、神埼市千代田町境原鎮座の若宮神社(山邊和之宮司)へ正式参拝。午前九時半に受付を開始、十時の定刻になり村田総代会副会長が開会を宣した。続いて神宮並びに皇居遙拝を南里総代会長が先導、国歌斉唱、敬神生活の綱領を一同にて唱和し、南里会長が式辞を述べ、徳久神社庁長が挨拶。次に来賓の岩田和親氏(経済産業



副大臣・衆議院議員)より祝辞を賜り、御臨席の来賓を順次紹介の後、祝電が司会(宮崎浩司理事)より披露された。

続く議事は、神社総代会並びに神社庁、指

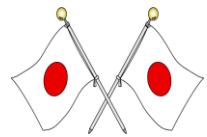


定団体の敬神婦人会、神道青年会、教育関係神職協議会、女子神職会、神社保育会の前年度活動が資料に基づき報告された。

次に本大会の「宣言(案)」並びに「決議(案)」を上程、黒髪宜嗣神道青年会事務局次長が朗読の後、何れも採択され議事を閉じた。

その後の、表彰式では、神職勤続二十年、規程・特殊各表彰が行われ、三十七名の方々が表彰の栄に浴された。

第二部では岐阜県恵那市・武並神社宮



祝祭日には国旗を掲げましょう

司の原霊輝先生より「天皇さまのおまつり」との演題にて御講演を戴き、実際に大嘗祭を奉仕された経験に基づく貴重な話しに参会者は熱心に耳を傾けていた。

今回の講演内容を基に、来る十月の国民スポーツ大会に際しての天皇皇后陛下の行幸啓に向けて奉迎の気運を一層昂めていこうという旨の南里会長、徳久庁長の言葉を心に参会者は帰路についた。

宣言

ここ数年の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は我々に大きな不安を与え、人と人との距離を遠ざけ、未だその距離感以前に復していない。社会の様相や生活環境も変化し、人と人との触れ合い・繋がりもまた希薄になりつつある。これは「和」の心を尊ぶ我が民族

にとつて非常に憂慮すべき事態であり、神社を取り巻く状況は一層厳しさを増していると言えよう。

その中で、大御心の随々に遍く世の人々が睦み合い、共に栄え行くことを目指す我々神職・総代、神社関係者は、今こそ、その使命に想ひを致し、その達成のため努めていかなければならない。

去る四月八日、畏くも天皇陛下には第六十三回神宮式年遷宮御齋行について御聴許在らせられた。我々神社関係者は決意を新たに祭祀の厳修と神宮奉賛活動推進に一層努め、失われつつある「人の心」の恢復と美しい伝統の継承のため邁進していくことを茲に誓う。

併せて令和六年能登半島地震を始め、頻発する自然災害にて被災された地域・人々の平安を祈念し、一日も早い復旧と復興に協力することを誓う。
右、宣言する。

令和六年六月二十七日

第六十三回佐賀県神社関係者大会

決議

第六十三回佐賀県神社関係者大会に当たり、我々は宣言の趣旨を体し、使命

の達成に努力せんことを誓う。

令和六年六月二十七日

第六十三回佐賀県神社関係者大会

令和五年度佐賀県神社庁定例表彰

■勤続二十年表彰

神埼地区支部

出雲神社祢宜 北島 孝臣 殿

杵島地区西支部

武雄神社祢宜 武雄 栄門 殿

藤津地区支部

祐徳稻荷神社権祢宜 宮田 有尊 殿
八天神社祢宜 田村健一郎 殿

■規程表彰

佐賀地区第二支部南

天満神社責任役員 松本 義昭 殿

佐賀地区第二支部北

與止日女神社会計監査 前山 博美 殿

神埼地区支部

仁比山神社総代会長 志岐 富也 殿
榑田宮総代会長 綾部 義巳 殿
榑田宮総代 米倉 康博 殿

三養基地区支部

千栗八幡宮監事 齋藤 一彦 殿

西松浦地区支部

伊萬里神社総代会長 白川 十郎 殿
伊萬里神社責任役員 夏秋 正文 殿

杵島地区西支部

伏戸神社総代会世話人 松尾 薫 殿
武雄神社総代 城島 剛 殿
八幡宮監査 藤本 一紘 殿

杵島地区東支部

稲佐神社総代 片瀨 清 殿
鷹屋神社前総代副会長 本山 邦良 殿
鷹屋神社前総代会長 溝上 栄次 殿
六角神社世話人 鶴田 毅俊 殿

藤津地区支部

松岡神社総代 小山 一美 殿

佐賀地区第一支部

天満神社監事 池田 勝彦 殿
天満神社理事 高柳マチ子 殿

佐賀縣護國神社祭典委員 古川 勝徳 殿
佐賀縣護國神社祭典委員 重松 武文 殿
龍造寺八幡宮責任役員 馬場 龍太 殿

■特殊表彰

三養基地区支部

千栗八幡宮氏子 片岡シズカ 殿

杵島地区東支部

妻山神社氏子 田中 晴美 殿
妻山神社氏子 中橋 要 殿

妻山神社氏子	井上	勝詔	殿
妻山神社氏子	内野	啓造	殿
妻山神社氏子	黒岩	直幸	殿
妻山神社氏子	前田	忠	殿
妻山神社氏子	仲田	修	殿
妻山神社氏子	東島	國義	殿
稲佐神社氏子	岡	健造	殿

藤津地区支部

松岡神社氏子崇敬者 中村 亮介 殿

佐賀地区第一支部

佐賀縣護國神社崇敬者 藤井 道博 殿

神社関係者大会の開催にあたり、御多用の中、御出席戴きました御来賓の皆様、また社務御多端の中、当日の運営に際し御協力を賜りました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

行事予定

七月

- 四日 九州地区神社庁職員事務研
修会 於大分県
- 十六日 当番県事務引継ぎ 於大分県
- 十九日 伊萬里神社例祭
- 二十三日 神社庁役員会
- 神社庁支部長会 於神社庁

三十日 神社庁協議員会 於平和会館

八月

- 二日 総代会支部長会
- 二日 総代会評議員会 於神社庁
- 十三日 佐賀縣護國神社みたま祭
- 十五日 戦争犠牲者慰霊祭並祖国復興平和祈願祭
- 十九日 雅楽研修会 於佐嘉神社
- 二十一日 藤津地区支部祭式研修会()
- 二十二日 佐賀地区第二支部南祭式研修会 於祐徳稻荷神社
- 二十四日 九州地区神社保育講習会() 於佐賀縣護國神社
- 二十九日 神道青年九州地区協議会研修会 於大分市
- 三十日 第四十七回九州各県神道青年親善スポーツ大会 於佐賀市立体育館

事務連絡

令和六年六月五日付
神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼「経済センサス基礎調査」回答にあたっての留意点について

令和六年五月二十八日付総務取第三二号にて通知致しました当該基礎調査への記入方法について、インターネット

回答を実施する際、一部不具合があるとの問い合わせがありました。

本件については、当該調査実施事務局に照会を致しましたところ左の通り回答がありましたので、管内神社から当該箇所にかかる照会があった際には、その旨御指導戴きますようお願い申し上げます。

記

●調査書B中「8事業所の主な事業の内容」の内、「(2)生産品、取扱商品又は営業種目」についてインターネット回答をする場合、「①から③」の何れかに「なし」と入力しなければ、次の設問へ進めに仕様になってゐます(キャンペーンサイト上の記入例に明示してゐない)。

以上

令和六年六月四日付教化発第七六号
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼「共同社報 令和六年夏版」活用方推奨の件

標記の件、左記のデータ作製し、神職専用サイトに掲載致しましたので、貴管内神社での活用につき勸奨戴きますようお願い申し上げます。

また、今後も各神社での教化活動に資

するべく様々な資料のデータを神職専用サイトに掲載致して参りますので、貴管内神職には本再度の閲覧登録と活用につき、合はせて勸奨願ひます。

記

一、作製物

「共同社報 令和五年夏版」A4

判 カラー両面刷

PowerPoint データ

神社名と連絡先入力するだけで簡単に各神社の社報を作製することが出来ます。

左記部分の文字の入力、差替へのプリンター印刷が可能です。

(表面) 題字(〇〇神社社報

令和六年夏号)・巻頭

言・イラスト・顔写真

(裏面) 神社連絡先・コラム記事・

祈祷案内

一、その他

御不明な点がございましたら、教化課宛に御連絡下さい。

(神社本庁教化広報部教化課)

電話番号 〇三―三三三九―八〇一六

メールアドレス

kyoka@jinjahoncho.or.jp

令和六年六月五日付通達発第四号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼天皇皇后両陛下英吉利国渡航行幸啓安泰祈願祭齋行の件

天皇皇后両陛下の於かせられては、

令和六年六月二十二日より六月二十九日にかけて御親善の思召を以て、英吉利国を御訪問遊ばされる由承つてをります。

つきましては、各神社に於いて、左

記より御出發当日或いは御出發前なるべく近い日に「行幸啓安泰祈願祭」を齋行すると共に、御訪問中は、日供祭に併せて辞別祝詞を奏上して祈願し、又、還幸啓の当日或いはその後の近い日に「還幸啓報告祭」を齋行されるやう、管内に周知徹底方、宜しくお取り計らひの程、お願ひ申上げます。

記

一、祭祀 中祭にて齋行する。

一、祝詞例文 別紙の通り。

以上

※取り急ぎ支部幹事へのLINE・FAXでのお知らせに代えさせて頂きました。

令和六年六月十一日付研修発第二一七号

神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和六年 明階授与申請時の差額措置にかかるとの特例措置について

標記の件、新型コロナウイルス感染症の影響による、差額措置適用期間中の研修実施状況等に鑑み、左記により「階位検定及び授与に関する規程」第十六条の二に定める差額措置適用期間の特例を設けますので、お取り扱ひの程宜しくお願ひ申上げます。

記

一、対象者

平成三十一年三月に明階検定合格正階授与となった者の内、令和六年三月末日時点で神宮実習・中央実習を終へ、各種研修を三日間以上修了してある者。

一、延長期間

令和七年三月末日迄

一、備考

本件適用については、対象者の研修歴及び研修実施状況等を考慮し、個別対応と致しますので、進達にあたっては、必ず事前に研修課へ問ひ合はせ下さい。

以上

令和六年六月十一日付本奉発第三五号
神社本庁本宗奉賛部長名・神社庁長宛

▼令和七年版「伊勢の神宮カレンダー」送

付の件

標記の件、伊勢神宮崇敬会より二〇〇部が六月十四日に送付される予定ですので、関係者への御寄贈等、神宮奉賛のため広く御活用戴きたく、此段、お願い申し上げます。

また別途お申し込分については、伊勢神宮崇敬会にお問合わせ下さい。詳細は伊勢神宮崇敬会より、後日改めて案内が送付されますので御承知置き下さい。

尚、神宮大麻広報誌『むすひ』(令和七年版)につきましても、完成次第別途送付致しますので、宜しくお取り計らひ願ひます。

以上

令和六年六月十一日付本奉発第三三六号
神社本庁本宗奉賛部長名・神社庁長宛
▼親子参宮団チラシ送付の件

標記の件、令和六年五月二十八日附本奉発第三三三号を以て通知しました参宮企画「親子参宮団」について、左記の通り送付致しますので、貴管内支部・本務神社宮司各位に配布の程、宜しくお願ひ申し上げます。

記

一、送付枚数

貴管内支部数及び本務神社宮司

数分

一、到着予定日

六月中旬

以上

令和六年六月十一日付通達第三号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼神社庁研修所に委任する研修及び実習並びに事務取扱ひについて

並び事務取扱ひについて

神社庁研修所講師たるべき人材の養成を行ふ事を目的に実施されてゐる指導者養成研修については、神社本庁総合研究所研修規則細則により「(1)三級以上の神職で、中堅神職研修の全課程を修了し、神社庁長が特に推薦する者」、及び「(2)総合研究所が認めた者」を対象に実施し手を取りますが、この度、令和六年六月十一日付、研修発第二二三号「指導者養成研修の受講条件について」により「(2)に該当する者の条件を各神社に通知したところとす。

つきましては、本通知に伴い、施行細則において指導神職研修の対象としてゐる「(3)中堅神職研修の全課程を修了し、その後各種研修等を十日間以上受講してゐるもの」について、中堅神職研修五日間終了以降に受講した各種研修等については十日間に組み入れることが

出来ることにするとともに、「指導者養成研修」三回以上受講者の各種研修等十日間への読み替えについては、今後は行はないこととし、左記の通り、ここに改めて通達しますので、周知徹底方宜しくお願ひ致します。

尚、本通達により平成二十九年二月十五日付通達第二号「神社庁研修所に委任する研修及び実習並びに事務取扱ひについて」は廃止しますので、併せて御承知置き願ひます。

記

一、神社本庁総合研究所研修規程第五条に定める研修及び実習のうち、神社庁研修所に委任する研修及び実習は、次の通りとする。

- 1 中堅神職研修(神社本庁総合研究所研修規程施行細則第二条第二号)
- 2 初任神職研修(同 第三号)
- 3 各種研修(同 第六号)
- 4 権正階基礎研修(同 第三条三号)
- 5 身分二級基礎研修(同 第五号)
- 6 基礎実習(階位検定及び授与に関する規程施行規則第二十五条)
- 7 指定神社実習(同 第二十六条)
- 8 個別神社実習(同 第二十七条)

条)

二、前項研修のうち、中堅神職研修及び各種研修については、前項により神社庁研修所に委任すると同時に、神社本庁総合研究所においても直接これを行ふ。

三、「中堅神職研修」の委任については、神社本庁総合研究所は、二十日間以上の研修のうち前期+日間までの実施を神社庁研修所に委任するものとする。

四、「中堅神職研修」を修了しようとする者は、神社本庁総合研究所が直接実施する神宮道場での当該研修十日間以上(後期)を履修しなければならない。

五、指導神職研修の受講条件である中堅神職研修全課程修了後の各種研修等十日間以上の受講については、「中堅神職研修」五日間修了以降に受講した各種研修等であれば、その日数に含めることができる。但し、指導者養成研修は含めないものとする。

六、研修の評価について、各研修修了にあたり神社庁研修所長は、レポート・論文提出或いは研修態度等を総合評価をしなければならない。評価の基準は、極めて優秀な成績の者を「優」とし、全体の一乃至二割程度を考慮する。

その他の者は「良」とする。

神社庁研修所長において研修修了と認められない者が出た場合、その者には修了証を授与しないこともある。

評価は、研修終了報告書の名簿・氏名の頭部に「優」の者のみ、その旨を附することとする。

七、委任する実習の実施方法については、次の通りとする。

1 基礎実習

(イ) 目的、科目及び時間数

階位検定及び授与に関する規程施行規則第二十五条に定める通りとする。

(ロ) 対象

階位検定講習会直階講習受講者
(ハ) 実施方法
予め階位検定講習会の主催者(神社庁又は神職養成機関)と連絡を取り、講習会開催期間中に授業の前後を利用して実施する。

(ニ) 経費

神社庁研修所の負担とする。但し、実習料を徴収することができる。

(ホ) 修了認定

本神務実習を修了したと認めら

れる者に対しては、講習会修了時に左の書式による神務実習修了証(大きさB五判)を交付する。

(講習会の修了証と別に発行する場合)

修了証

氏名
年月日

右は神社本庁階位検定及び授与に関する規程に依る直階検定講習会並びに基礎実習を終了したことを証する

年月日

(講習会主催者) 職 氏名

(都道府県名) 神社庁研修所長 氏名

番号

(講習会の修了証と兼ねて発行する場合)

神務実習修了証

氏名

年月日生

右は神社本庁階位検定及び授与に関する規程に依る基礎実習を終了したことを証する

年月日

(都道府県名) 神社庁研修所長

(都道府県名) 庁研基実第 号

2 指定神社実習

(イ) 目的、科目及び時間数

階位検定及び授与に関する規程施行規則第二十六条に定める通りとする。

(ロ) 対象

- (A) 権正階検定に合格した者
 - (B) 現に直階を有し、近く権正階検定に合格見込みの者
 - (C) 神職養成通信教育の権正階課程を履修してゐる者
 - (ハ) 実施方法
 - 実習希望者から申込みがあった場合、神社庁研修所において(ロ)の(A)(B)(C)に該当することを確認した上で、管内の指定神社において実習し得るやう斡旋する。(他府県の指定神社での実習を希望する者については、当該神社を管轄する神社庁研修所に手続きをとらせる。)
- 本神務実習は、指定神社宮司を指導責任者として実施する。指定神社側の受入れ体制等により已むを得ない場合の他、実習者は指定神社に宿泊奉仕するものとする。
- 本神務実習の期間は休日を除いて三十日以上とし、全期間継続して実施するものとする。但し、已むを得ない場合に限り、神社庁研修所の管理・指導のもとに三年以内に分割して実施することを認めても良い。

- (ニ) 経費
 - 神社庁研修所及び指定神社の負担とする。但し、実習料を徴収することができる。
- (ホ) 修了認定
 - 指定神社宮司からの報告により、本神務実習を修了したと認められる者に対しては、左の書式による神務実習修了証(大きさB五判)を交付する。

神務実習修了証 氏名 _____ 年 月 日 生 _____ 右は神社本庁階位検定及び授与に関する規程に依る指定神社実習を終了したことを証する 一、実習神社 何神社 一、実習期間 (自 年 月 日 至 年 月 日) 年 月 日 都道府県名 神社庁研修所長 氏名 ㊟ (都道府県名) 庁研基実第 号
--

- 3 個別神社実習
 - (イ) 目的、科目及び時間数
 - 階位検定授与に関する規程施行規則第二十七条に定めるほか、神社庁研修所において必要と認められた事項。また、神社本庁総合研究所研修規程に基づく研修又は神社庁主催の講習会等の聴講を実習に加へることができる。各科目の時間数は、指定神社実習の成績その他実習者の適性、将来の希望、実習神社の性格等を考慮の上、効果的に実施し得るやう配慮し、合計二百時間以上となるやう神社庁研修所において定める。
 - (ロ) 対象
 - (A) 正階検定に合格した者(既に権正階を有するか又は指定神社実習を修了してゐる者)
 - (B) 現に権正階を有し、近く正階検定に合格見込みの者
 - (ハ) 実施方法
 - 実習希望者から申込みがあった場合、神社庁研修所において(ロ)の(A)又は(B)に該当することを確認した上で、本人の希望をも考慮し、管内の適宜の神社において実習し得るやう斡旋する。(他府県の神社での実習を希望する者については、当該神社を管轄する神社庁研修所

に手続きをとらせる。)

本神務実習は、神社庁研修所長を指導責任者として実施する。

本神務実習の期間は、休日を除いて三十日以上とし、全期間継続して実施するものとする。但し、事情により三回以内に分割して実施することを認めても良い。

神社庁研修所長が適当と認めた場合は、本神務実習を複数の神社において行はせることができる。

神社庁研修所は、実習開始時その他期間中の適当な時期に神社庁において、神社庁組織についての認識と本庁包括下の神職としての自覚を持たせるやら直接指導を行ふ。本神務実習期間中に神社庁研修所主催の各種研修或いは神社庁主催の講習会等が開催される場合は、実習の一環として当該研修を聴講させることができる。(あくまで実習の一環なので、研修の修了証は交付せず、修了者名簿にも掲載しないこと。)

(二)経費
神社庁研修所及び実習神社の負

担とする。但し、実習料を徴収することができる。

(ホ)修了認定

レポートの提出その他の方法により、神社庁研修所において本神務実習を修了したと認められる者に対しては、左の書式による神務実習を修了したと認められる者に対しては、左の書式による神務実習修了証(大きさB五判)を交付する。

神務実習修了証	
氏名	年月日 生
右は神社本庁階位検定及び授与に関する規程に依る個別神社実習を終了したことを証する	
一、実習神社	何神社
一、実習期間	(自 年月日 至 年月日)
年月日	
(都道府県名) 神社庁研修所長	氏名
(都道府県名) 庁研基実第 号	印

きる。

② 階位検定講習会修了者は、検定講習会修了証を以て神務実習を行ふものとする。

以上

(参考)

神社庁研修所に委任する研修及び実習事務取扱ひについて

〜変更後〜

五、指導神職研修の受講条件である中堅神職研修全課程終了後の各種研修等十日間以上の受講については、「中堅神職研修」五日間修了以降に受講した各種研修等であれば、その日数に含めることができる。但し、指導者養成研修は含めないものとする。

〜変更前〜

五、「指導者養成研修」を三回以上(但し、同一の研修)受講してゐる者は、中堅神職研修全課程終了後の各種研修十日間に読み替へることができるものとする。

令和六年六月二十四日付研祭収第二四号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼**國學院大學博物館企画展「神興いつながる人と人」開催に付、周知依頼の件**

標記の件、本年六月二十九日より國學

院大學博物館において、企画展が開催されます。

本企画展は國學院大學が所蔵する祭礼を描いた屏風絵巻刷物等から「神輿とは何か」を紐解き、さらには地域と祭りとの関係、祭りと人と人とを結びつける力について思料するものです。

現地へ足を運べない方の為には、七月二十日より展示紹介動画が「オンラインミュージアム」としてウェブ上に配信される予定となっております。

つきましてはチラシを五部同封致しますので、貴管内の神社に周知の上、神職をはじめ、氏子・崇敬者等への観覧勸奨に御協力戴きますやう、宜しくお願ひ申上げます。

以上

令和六年六月二十五日付教化発第九〇号
神社本庁総長名・神社庁長宛

▼小規模神社を対象とした社報作製支援の件

標記の件、神社本庁で作成してある「共同社報」について、小規模神社を主たる対象として、左記要領により作製の支援を実施します。

つきましては、趣旨を御賢察の上、貴庁におきまして一支部を選定し、支部内で支援を希望する神社を別添「申込案内」

を参照の上、七月三十一日(水)までに御報告下さいますやうお願ひ申上げます。

記

一、目的

小規模神社を主たる対象とし、氏子をはじめとする神社関係者に継続的に社報を発行することで、神社広報に努め、氏子意識の喚起と神社活動に対する相互扶助体制の構築を目的とする。

一、支援対象神社

概ね氏子戸数五〇〇戸以下の小規模神社として、本務兼務は問はない一神社庁につき一部を選定して、支部内該当神社のうち希望する神社に対して、作製支援を行ふ。全国で五〇〇社程度を見込む。

第三期過疎地域等神社活性化推進施策の施策二の支援対象神社等に積極的に支援勸奨されたい。尚、施策一の推進神社は別途支援対象のため対象外とする。

一、支援内容

神社本庁が作成する「共同社報」について、一神社五〇〇部を限度に名入れ印刷を行ひ、当該神社宛に送付

する。※名入印刷箇所は、表面の社報タイトルに神社名・巻頭言に宮司名、裏面連絡先の神社名、郵便番号、住所、電話番号とする。

一、支援期間

令和六年九月、令和七年七月迄
(令和六年秋号、令和七年正月号、令和七年春号、令和七年夏号の四回発行を支援)

一、その他

神社本庁では、神社名や連絡先の変更、巻頭言や記事の文字入力、記事の差替へなど編集が可能な「共同社報」を、季節毎に年四回、パワーポイントのデータで提供してゐます。本データは、神職専用サイトよりダウンロードして編集し、各自で手持ちのプリンターやプリントパック等のネット印刷業者を利用して印刷が可能です。

※神職専用サイトの利用には登録が必要です。登録方法については、『月刊若木』を参照戴くか、教化広報部までお問ひ合はせ下さい。

以上

小規模神社を対象とした社報作製支援

申込フォームの御案内

左記のQRコードをスマートフォン等のカメラで読み込むか、ブラウザでURLを入力していただき、必要事項を御記入の上お申込み下さい。
お手持ちのスマートフォン、タブレット、パソコン等で、お申込み頂けます。



(<http://business.form-mailer.jp/fms/aad06c43245126>)

記載事項

神社名、宮司名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号、希望部数

※社報に記載不要な事項は空欄で構いません。

支援神社が複数ある場合、エクセル表等でおまとめ戴きメール送信頂くか、上記申込ページにてファイル添付も可能です。

エクセル表の雛形を御希望の場合は、教務課まで御連絡願ひます。

申込期限 令和六年七月三十一日(水)

◆◆◆**教化委員たより**◆◆◆

唐津神社祢宜 戸川 健士

先日六月十七日に令和六年度第一回の会議が神社庁で開催されました。

昨年度から引き続き部会ごとの活動の進捗状況が提出されました。

第一部会 【研修】

神葬祭の研修会開催を計画中。まだ日程等は決まっていないが、事前に皆様にアンケートを取り、研修会の中身を検討していきたい。

第二部会 【広報】

若い世代をターゲットにSNS、主にインスタグラムでの広報活動を提案。掲載載く文言やハッシュタグ等を検討中。

また、二回目のSNS研修会や第三部会考案のQ&Aのショート動画作成等も検討。

第三部会 【本宗】

神社のQ&A集を作成中。現在参拝作法や神棚の祀り方など四十九種の間答集を検討。

また、全体で取り組んでいる事業として

① 【神社振興】

不活動神社対策会議を経て、今後検討。

② 【神社庁のデジタル推進】

【神社庁のホームページは概ね完成しているが、一部ページで寄稿待ちや、本

務神社画像が提出されておらず空白となっている。年間アクセスも令和五年度は一万一千回。そのアクセスデータから御朱印を受ける為に神社マップを検索している方が多いと想定。

そこで、管内本務神社宮司様に御朱印対応のアンケートと神社の画像提供のお願いする。今月庁報に掲載しているQRコードをお手持ちのスマートフォンで読み取って戴くとすぐに回答、返信できますので宜しくお願い致します。

③ 【神社誌編纂】

各支部で進捗が芳しくない状況であり、まず本務神社の神社明細書の提出を優先的に取り纏めていただくようお願いする。

前年度より継続して事業を展開していきます。また神社社殿の写真の提出など皆様にお手数をお掛け致しますが、引き続き宜しくお願い致します。

◆◆◆**神政連たより**◆◆◆

神道政治連盟佐賀県本部では六月二十日(木)に神社庁に於いて総会を開催致しました。

議事の中では、令和五年度の活動報告、決算報告、また令和六年度の活動計画、予算案が審議され、何れも原案通り承認

となりました。

他に来夏執行予定の第二十七回参議院議員選挙への取組について、令和六年度国民精神昂揚運動合同研修会への対応や参画の在り方が議論され、神道精神を如何に国政に反映させ、より良い社会の発展に寄与できるか、熱心な意見が交わされました。

その中で、経団連が提言した選択的夫婦別氏制度の早期実現を目指す内容について懸念を表明すると共に、現今の社会の風潮に容易に踊らされることなく、将来を見据え行動を起こすべきとの思いを本部長や参加者が述べた。県本部では今月に山下雄平参議院議員と意見交換の場を設けるなどを予定し、地道ながらも着実に活動を続けていく所存です。

皆様方の更なる御理解と会員の増強に御協力をお願い申し上げます。

◆◆◆敬神婦人会たより◆◆◆

令和七年版「ゆとりズム手帳」刊行

全国敬神婦人会事務局
拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の諸活動につきましまして、格別なるご理解ご協力を賜り、心よ

り厚く御礼申し上げます。

扱、本会では、日本の年中行事や文化の紹介を通じ、伝統的な生活習慣を次世代に伝えてゆくことを目的とした「ゆとりズム」のテーマに則し、「ゆとりズム手帳」を刊行しております。

此度の令和七年版は、季節ごとの歳時をモチーフとした女性らしい華やかなデザインになっております。神社の豆知識や日本の文化についてもわかりやすく掲載しており、日常の場面においても使いやすい、便利な内容に仕上がっております。

頒布価格は、一部一、〇〇〇円(送料本会負担)となり、事業収益は社会福祉事業及び次期神宮式年遷宮の募財として活用させていただきます。

つきましては、申込みチラシを同封致しますので、管内の会員様はもとより、各種の会合において頒布方宜しくお願い申し上げます。

なお、令和七年版より環境保護の観点から、手帳付属のビニールカバーは廃止となりました。御要望の方は別売り(単価二〇〇円)にてお求めいただけます。何卒ご了承ください。

本年も引き続き、会員の皆様には倍旧のご協力を賜りますとともに、頒布数に限

りがありますので、お早めのご注文をお願い致したく、御鳳声方重ねてお願い申し上げます。

◆◆◆女子神職会たより◆◆◆

九州地区女子神職祭式研修了報告

佐嘉神社権祢宜 山下 美幸

去る六月十一日、佐嘉神社記念館において「九州地区女子神職祭式研修会」が昨年に引き続き当県当番にて開催されました。佐賀県から十三名、全体では二十九名が参加し昨年同様、柳川総鎮守日吉神社の山口祥子宮司をはじめ初村礼子先生、江崎視佳先生にご指導いただきました。

本年は昨年より実践に近い形での研修で、小祭式の流れに沿って「修祓」や「宮司一拝」等初村先生に実演いただき一つの作法を再確認することができました。午後に行われた「衣紋」では実際に女子神職の正服の着装を行い、一人で着装する場合の衣紋襷の取り方や、檜扇と帖紙を入れる位置など日頃のちよつとした悩みや疑問を先生方に質問をすることができとても有意義な時間となりました。「総合祭典」は小祭式の次第で

行い、一人でも多くの方が所役につくよう朝日舞三人舞や伶人三管もつき昨年よりも賑やかな祭典になりました。

来年の当番県である長崎県の錦戸会長が閉会式の挨拶で「今はやる気でも数日後にはやる気が薄れていくので一年に一回はこの講習会に参加してほしい、来年は受講生それぞれが一人ずつ誘ってきたら講習会を倍の人数で開催できるとお話をされました。人数の少ない女子神職だからこそ、出会いや学びの機会を大切にしていきたいと思います。

研修案内

福岡県神社庁研修所主催

▼第四十七回福岡県神社庁雅楽講習会

- 一、期日 令和六年七月十七日(水)
 十九日(金)迄
 (二・五日間)

- 一、会場 太宰府天満宮
 紫藤館

- 一、費用 一六、〇〇〇円
 ①受講費 一〇、〇〇〇円
 ②懇親会費 六、〇〇〇円

- 一、申込期限 令和六年七月三日(水)迄

- 一、服装 平服
- 一、宿泊 各自手配

▼浦安舞講習会

- 一、期日 令和六年八月十九日(月)
 二十一日(水)迄
 (三日間)

- 一、会場 太宰府天満宮
- 一、費用 八、〇〇〇円
- 一、申込期限 令和六年七月二十六日必着

- 一、携帯品 白衣、袴、足袋、草履、筆記用具(体操服 可、タイトスカート 不可)、扇、鈴(浦安の舞受講者)

※水分補給用の飲料等は、各自用意
※その他詳細はお問い合わせ下さい。

事務報告

【任免】

■石井 直明

藤津郡太良町

天満神社宮司特任を免ずる

浅間社宮司特任を免ずる

令和六年四月十四日

■太良嶽神社宮司 石井 直明

藤津郡太良町

兼ねて天満神社宮司に任ずる

兼ねて浅間社宮司に任ずる

令和六年四月十五日

■天山神社宮司 泉 要次

小城市小城町

兼ねて八天神社宮司に任ずる

兼ねて北浦神社宮司に任ずる

兼ねて天満神社宮司に任ずる

小城市三日月町

兼ねて宇佐神社宮司に任ずる

兼ねて日吉神社宮司に任ずる

令和六年五月一日

【新任神職紹介】

宜しく願います！



若宮神社権祢宜

兼八阪神社権祢宜

松園 家英

平成十三年生まれ

研修修了報告

神社本庁総合研究所

直轄研修

▼第七十四回中堅神職研修(丙)

- 一、日時

令和六年五月二十七日(月)

五月三十一日(金)

五日間

- 一、修了者

佐嘉神社祢宜 藤田 俊介

以上

書籍等寄贈目録並びに御芳名

自 令和六年六月 一日
至 全 三十日

- ・高知県神社庁報 第八七四号 高知県神社庁 様
- ・大洗さま 第五五号 大洗磯前神社 様
- ・みづがき 第二二九号 宮城県神社庁 様
- ・さくら山 第九号 茨城県護国神社 様
- ・霊峰富士 第一〇七号 富士山本宮浅間神社 様
- ・二葉 第一五三号 広島県神社庁 様
- ・靖国 第八二七号 靖国神社 様
- ・みいづ 第一五八号 稜威會本部 様
- ・儀礼文化ニュース 第二三四号 儀礼文化学会 様
- ・代々木 第六十六号 明治神宮 様
- ・香取 第一二五号 香取神宮崇敬会 様
- ・東神 第一〇四二号

- ・北海道神社庁報 第一二九二号 東京都神社庁 様
- ・飛梅 夏号 第二二一号 北海道神社庁 様
- ・北海道神社庁報 第一二九二号 太宰府天満宮 様
- ・北海道神社庁 様

◆ご連絡◆

本年度の国民精神昂揚運動合同研修会
は国民スポーツ大会開催に伴い、会場の手配
が困難なことから、講演会のみにて代えさせて
戴きます(宿泊は伴いません)。

何卒御諒承の程お願い申し上げます。

尚、14ページに本講演会の案内チラシを掲
載しておりますので、関係各位お誘い合わせ
の上、当日多数御参加下さいます様御案内
申し上げます。

《夏期の諸会議予定》

- ◎神社庁役員会：七月二十三日(火) 一〇：三〇〇
 - ◎神社庁支部長会：七月二十三日(火) 一四：〇〇〇
 - ◎神社庁協議員会：七月三十日(火) 一四：〇〇〇
 - ◎総代会役員・支部長会：八月二日(金) 一一：〇〇〇
 - ◎総代会評議員会：八月二日(金) 一三：三〇〇
- ※場所は何れも神社庁(平和会館)

～閉庁のお知らせ～

下記期間閉庁となります。
御迷惑をお掛け致します。

- 8月10日(土)
- 11日(日)
- 12日(月・祝)
- 13日(火)
- 14日(水)
- 15日(木)
- 16日(金)
- 17日(土)
- 18日(日)

！！予告！！

令和6年度 国民精神昂揚運動合同研修会

天皇皇后両陛下下行幸啓記念

竹田恒泰氏 公開講演会

「天皇と日本人」

—皇室が2000年続いた理由—



と き：令和 **6**年 **9**月 **25**日 **水曜日**

14:00~

ところ：鹿島市民文化ホール

(鹿島市納富分 2643-1)

★神社関係者多数の御参加をお待ちしております。

尚、詳細連絡は後日させていただきます。